

# PTA 規 約

## 第一章 総 則

### (名 称)

第1条 この会は、「北九州市立高等学校PTA」と称する。

### (事務局)

第2条 この会の事務局を、北九州市立高等学校内に置く。

### (組 織)

第3条 この会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 本校に在籍する全生徒の保護者
- (2) 本校教職員
- (3) この会の目的に賛同する者で、理事会で承認を得た者

### (目 的)

第4条 この会は、保護者と教職員が協力し、学校、家庭、地域社会の積極的な協力と連携により、民主教育の振興を図ること、及び生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

### (方 針)

第5条 この会は、学校教育及び社会教育に関する事業を行う団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 生徒の健全育成を目指し、共に学び共に成長することのできる活動を実践する。学
- (2) 校の教育計画や教育方針及び指導内容について干渉しない。
- (3) 学校、家庭、地域社会において、生徒の教育力を高める活動に取り組む。
- (4) 目的を同じくする他の団体や機関の活動に協力する。
- (5) 政党及び宗教には無関係であり、また営利を目的としない。

### (事 業)

第6条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦と知識教養の向上に関すること
- (2) 学校教育に対する理解と振興に関すること
- (3) 教育についての調査研究及び学校の施設・機材整備の援助に関すること
- (4) 家庭教育及び社会教育の振興のため、学校と公共諸機関との協力の促進に関すること
- (5) 部活動の派遣及び援助に関すること
- (6) その他、この会の目的達成に関すること

## 第二章 役員

### (役員)

第7条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 書記 2名 (ただし、1名は教頭とする)
- (4) 会計 1名
- (5) 会計監査 2名

### (役員を選任)

第8条 役員は、選考委員会において選考し、総会の承認を受ける。

- 2 選考委員会の委員は、会長を除く役員・理事並びに教頭によって構成し、委員長は互選とする。ただし、会長が退任することが決定している場合は、会長も委員とする。) )

### (役員任期)

第9条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

### (役員職務)

第10条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
- 3 書記は、会務を整理し、会議等の議事並びに重要事項を記録する。
- 4 会計は、総会において決定された予算に基づき会計を処理し、経費の支払いを行うとともに、その結果を総会にて報告する。
- 5 会計監査は、当該年度の経理状況を定期または臨時に監査し、その結果を総会にて報告する。

## 第三章 委員会

### (委員会の種類)

第11条 この会に次の委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 健全育成委員会
- (3) 研修委員会
- (4) 調査広報委員会

### (委員会の構成)

第12条 各委員会の構成は、委員長(1名)、副委員長(1~2名)、委員、担当教職員とし、委員長、副委員長は当該委員会の委員から互選し、会長が委嘱する。

- 2 委員は、各学年から15名程度選出し、会長が委嘱する。また、相互の協議によって所属する委員会を決める。

(委員会の招集)

第13条 委員会は、当該委員長が必要に応じて招集する。また、会長が必要と認めるときは、会長名で招集することができるものとする。

(委員会の活動内容)

第14条 各委員会の活動内容は、次のとおりとする。

(1) 総務委員会

- ① 本会の規約、諸規程等の改正及び立案等に関する事
- ② 事業計画、報告、予算、負担金等に関する事
- ③ 会員相互の親睦に関する事
- ④ 他校との連絡調整に関する事
- ⑤ その他、総務に関する事

(2) 健全育成委員会

- ① 生徒の健全育成事業及び活動に関する事
- ② ボランティア活動等に関する事
- ③ 生徒の交通安全活動の推進に関する事
- ④ 校外における生徒の実態把握に関する事
- ⑤ その他、生徒の健全育成に関する事

(3) 研修委員会

- ① 望ましい高等学校PTAの在り方に関する事
- ② 学校行事の援助に関する事
- ③ 教育施設並びに備品の整備に関する事
- ④ 人権学習の推進に関する事
- ⑤ その他、教育施設及び研修に関する事

(4) 調査広報委員会

- ① 広報誌及びPTA新聞の発行に関する事
- ② 各種情報の収集、伝達、意見の交換に関する事
- ③ 広報活動の推進に関する事
- ④ その他、調査広報に関する事

(特別委員会の設置)

第15条 緊急な課題が生じた時、臨時に特別委員会を設置することができるものとする。  
特別委員会の委員は、役員会の了解のもと会長が委嘱する。

## 第四章 会 議

### (会議の種類)

第16条 会議は次のとおりとする。

- (1) 総 会
- (2) 役員会
- (3) 理事会
- (4) 各委員会

### (総 会)

第17条 総会は、この会の最高議決機関であり、全保護者並びに教職員で構成し、毎年1回会計年度終了後の年度始めに、会長が招集する。

2 総会は次の事項を審議し、議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算についての事項
- (2) 事業計画及び収支予算についての事項
- (3) 役員選任についての承認
- (4) 規約の改正及び決定に関する事項
- (5) その他本会に関する事項で、理事会が総会に諮る必要があると認める事項

3 総会の議長は、出席者の中から選出する。

4 総会は、全会員の数の3分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状をもって出席とみなすことができる。

5 総会の議決は、出席者の過半数の賛成で可決とする。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

6 会長が必要と認めた場合、または会員の3割以上の要請があった場合において、臨時に総会を開催することができる。

### (役員会)

第18条 役員会は、会長、副会長、書記（含教頭）、会計（含事務長）、会計監査、学校長で構成し、必要に応じて会長が招集する。

### (理事会)

第19条 理事会は、会長、副会長、書記（含教頭）、会計（含事務長）、学校長、各委員会の正副委員長で構成し、必要に応じて会長が招集する。但し、理事の3分の1以上の要請があれば、速やかに開催しなければならない。

2 理事会は、総会の議決に基づき会務を執行する。

3 理事会は、総会に次ぐ議決機関として、総会に諮る事項以外の事項について審議し議決することができる。この場合、出席した理事の過半数をもって可決するものとする。

(各委員会)

第20条 第11条に示す各委員会は、総会及び理事会の議決に基づき、それぞれの活動内容について審議し、執行する。

## 第五章 経 費

(経費の支弁)

第21条 この会の経費は、会費及び事業収入、その他の財源をもって支弁する。

2 会員または会員以外の者からの財的援助については、理事会の承認がなければ援助を受けることはできない。

3 会員以外から財的援助を受けた理由で、如何なる性質の義務を負うものではない。

(会計年度)

第22条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

## 第六章 顧 問

(顧問の設置)

第23条 会長は、理事会の了解のもと、必要に応じ顧問を置くことができる。

## 第七章 雑 則

(規約改正)

第24条 この規約の改正は、総会において過半数の承認を得ることを要する。

付 則	この規約は、昭和38年4月10日より施行実施。
付 則	昭和50年6月6日 一部改正
付 則	昭和56年5月1日 一部改正
付 則	平成2年5月14日 一部改正
付 則	平成8年5月18日 一部改正
付 則	平成11年5月15日 一部改正
付 則	平成13年3月3日 一部改正
付 則	平成18年5月17日 改 正
付 則	平成19年5月9日 一部改正
付 則	平成21年6月1日 一部改正
付 則	平成24年4月21日 一部改正
付 則	平成27年4月18日 一部改正
付 則	令和4年5月1日 一部改正

## PTA表彰及び慶弔規程

### (目的)

第1条 本規程は「北九州市立高等学校PTA」において、生徒及び会員の表彰、慶事、見舞、弔事等における、慶弔の意を表すことを目的とする。

### (対象者)

第2条 PTA規約第3条に定められた会員及び生徒とする。

### (経費)

第3条 本規程に要する経費は、PTA会費をもってこれに充てる。

### (表彰)

第4条 本校に通学する、全生徒及び保護者、教職員で、学校及び会の活動発展のために特に功労があった者に対し、役員会において協議し表彰する。

2 役員、理事の退任については、これを表彰する。

### (慶弔金)

第5条 会員の慶弔・病気及び災害の見舞に対して、次の規程により金品を贈呈する。

(1) 教職員の結婚、出産の場合

ア 結婚 10,000円

イ 出産 10,000円

(2) 病気の場合

役員、理事及び教職員が、1ヶ月以上病気により療養した場合 10,000円

(3) 死亡の場合

ア 会員本人が死亡した場合 10,000円・花輪・弔電

イ 生徒本人が死亡した場合 同 上

ウ 役員、理事及び教職員の、父母・配偶者・子女が死亡した場合 同 上

(4) その他の場合

その他特別の事由（退職職員及び退任役員の慶弔事等）により、慶弔が必要な場合は役員会で協議し、必要な処置をとることができる。

### (返礼)

第6条 本会よりの贈呈に対しては、一切返礼しないこととする。

(規程の改正)

第7条 本規程の改正は、理事会にて行う。

(規程の発効)

第8条 本規約は、昭和57年8月1日より制定施行する。

付則 平成17年5月21日 一部改正

付則 平成18年5月17日 一部改正

付則 平成19年5月9日 一部改正

付則 平成27年4月18日 一部改正

付則 令和2年6月12日 一部改正